

営業許可・届出制度が新しくなります！

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日以降、原則として全ての食品等事業者は、京都市医療衛生センターへ**改正後の食品衛生法に基づく営業許可の申請又は営業の届出をする必要があります。**

令和3年6月1日時点で、既に営業の許可を受けている事業者の方は、原則として**現在の許可有効期限の満了日まで引き続き営業が可能です**が、業種等により経過措置期間等が異なる場合がありますので、必ず御自身で御確認のうえ、期日までに必要な手続きを行ってください。

また、令和3年6月1日以降も、許可に該当しない食品の製造・販売等を引き続き行う場合は、**令和3年12月1日までに法に基づく届出が必要です。**

なお、営業許可等の経過措置期間中であっても、令和3年6月1日以降、原則として**全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が必要**ですので、御注意ください。

手続の方法についてわからないことがあれば医療衛生センターへ相談してください！



おおがリス
京都市食の安全安心
啓発キャラクター

主な改正点1

販売業種の見直し

食中毒のリスク等が低いとされる一部の許可販売業種については、令和3年6月1日以降は要届出業種に移行されます。

なお、令和3年6月1日時点で、既に販売業の許可を取得している場合は、改めて営業届を提出する必要はありません。

現在の許可業種

乳類販売業、氷雪販売業

食肉販売業、魚介類販売業

令和3年6月1日以降

全て要届出業種に移行

要許可 食肉販売業、
魚介類販売業

あらかじめ容器包装に入っ
たもののみを販売する場合

要届出業種に移行



肉や魚を切り分ける等の加工を伴う販売業は従来どおり許可の対象です！

主な改正点2

新たな許可業種の設定

食中毒のリスク等により許可業種が見直され、漬物製造業や液卵製造業等の一部の業種が、新たに要許可業種として設定されます。

新たに要許可業種として設定される業種を現に営んでいる方は、**施行後3年以内**に法に基づく許可を取得する必要がありますので、お早めに医療衛生センターまで御相談ください。

【新たな許可業種】

漬物製造業、液卵製造業、食品の小分け業、密封包装食品製造業、
水産製品製造業（魚介類等を主原料とする食品を製造する営業）、
冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業

許可を受けるためには**施設基準**に適合する必要があります。



新たな許可・届出制度に関する御相談先

医療衛生センター（所在地：京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地
千代田生命京都御池ビル6階 ※右京区・西京区担当は2階）

北区、上京区、左京区、東山区担当 ☎075（746）7211

中京区、下京区担当 ☎075（746）7212

山科区、南区、伏見区担当 ☎075（746）7213

右京区、西京区担当 ☎075（746）7214

詳しくはホームページを御確認ください！



○京都市情報館

「食品衛生法改正による営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000271762.html>